



「ツール・ド・東北」における 民泊について

社長室

コーポレート政策企画本部

宮田 洋輔

東日本大震災からの復興という日本社会の大きな課題の解決のひとつとして、スポーツイベントによる経済効果・来訪者数増をねらい、2013年から実施。
河北新報社、Yahoo! JAPANが主催



10年続くイベントに

一過性のイベントではなく、復興支援に長く寄り添う、そして多くの人に毎年変わる復興への道のりを感じてもらい考えてもらうために、10年は続けることを宣言。

地元の「お祭り」にしていく

参加ライダーだけでなく、ボランティアや地元協力パートナー団体、応援で盛り上げてくださる方々など、地元の人たちに「祭りの当事者」になってもらい、一緒に地域文化を作り上げていく。

サイクルツーリズムによる地域活性化

収益は「ツール・ド・東北基金」に積み立て、観光振興やサイクリング環境の整備など、自転車を活用した地域活性化アクションの助成にあて、通年での観光誘致にも貢献していく。

- イベント参加者・関係者数 ()は宿泊必要な宮城県外の人
 - 参加選手 約3000人(約2100人)
 - 帯同家族 約1000人(約700人)
 - 運営ボランティア 約900人(約500人)
 - 関係者 約300人(約200人)
 - 観客(県外) 約200人(約200人)

- 宿泊が必要な人数は約3700人

- 近辺のホテル、旅館等に泊まれる人数は約1100人のみ

約2600人分の宿泊施設が不足

深刻な宿泊施設の不足を解決するため、
「ツール・ド・東北」では民泊を実施

民泊とは・・・

- 旅人が一般の家庭に宿泊し、家族と同じように生活し、食事をともにする仕組み
- その地域での暮らしの体験を通じて、地域の人とのつながりを創りだすとともに、観光以上の地域の魅力を伝えることができる



Y! 申し出から宿泊までの流れ



<ゲスト>
宿泊希望者

宿泊申し込み

当落結果報告

申し込みWEBページに部屋情報掲載
マッチング



TOUR de
TOHOKU

<民泊事務局>

詳細連絡

提供の申し出

概要説明、同意書取り交わし

正式申し込み、情報取得

マッチング結果報告



<ホスト>
宿泊提供者



民泊の実施実績

宿泊提供者数(ホスト)	320名分 (116部屋 70家庭)
宿泊申込者数(ゲスト)	185組 381人 <small>1部屋あたりの申し込み人数から概算</small>
宿泊者数(ゲスト)	196名 (95部屋 58家庭)

満足度アンケート

ホスト満足度

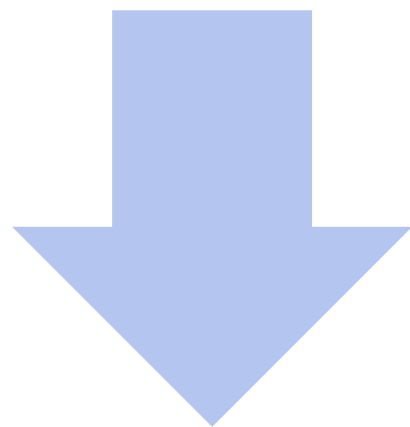
来年も受け入れたい	74%
検討したい	26%
受け入れたくない	0%

ゲスト満足度

満足	70%
やや満足	26%
普通	4%
不満	0%



行政庁から、**有償で宿泊させることは
旅館業法に抵触する恐れ**があるとの指摘



2013年、2014年は
無償での民泊を実施

せっかく来てくれた
のだから、おもてな
してあげたい

しかし……

食事
寝具のクリーニング
水光熱費 etc.

負担が発生



ホスト

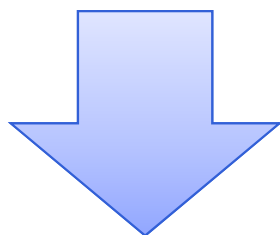
おもてなししても
らったのに、無料
なのは心苦しい



ゲスト

負担が少なく、納得感のある仕組みでないと
長く続かない

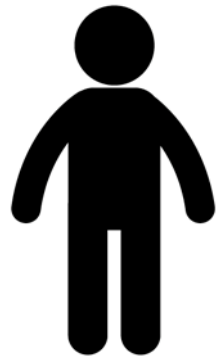
- 2年以上に渡る宮城県との交渉
- 規制改革会議への訴えかけ



規制改革実施計画(平成27年6月閣議決定)

イベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いケースについては、旅館業法の適用外となる旨を明確にし、周知を図る。

事務手数料を引く



<ゲスト>
宿泊希望者

宿泊料支払い



4000円



TOUR de
TOHOKU

<民泊事務局>

1200円

保険料
問い合わせ等のサポート費
マッチング作業費 など

宿泊料支払い



2800円



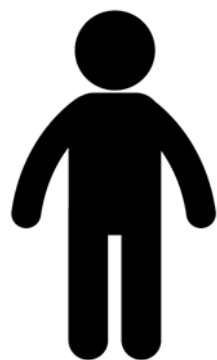
<ホスト>
宿泊提供者

	対 象	旅館業法との関係
国家戦略特区 (外国人滞在施設経営事業)	一定の要件を満たす特区内の施設を、賃貸借契約に基づき条例で定めた期間(7日~10日)以上、外国人旅客に提供するもの	適用なし (適用除外の特例)
農林漁業体験民宿業	農山漁村余暇法に基づく農林漁業体験民宿業のうち、農林漁業者が営むもの	適用あり 構造設備基準の特例(簡易宿所の客室延床面積33㎡以上の基準を適用除外)
イベント民泊	年1回(2~3日程度)のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いもの	適用なし (「反復継続性」がなく「業」に当たらないと判断されるため、旅館業に該当しない。)

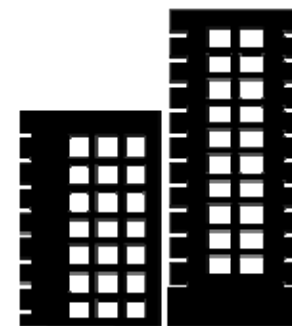
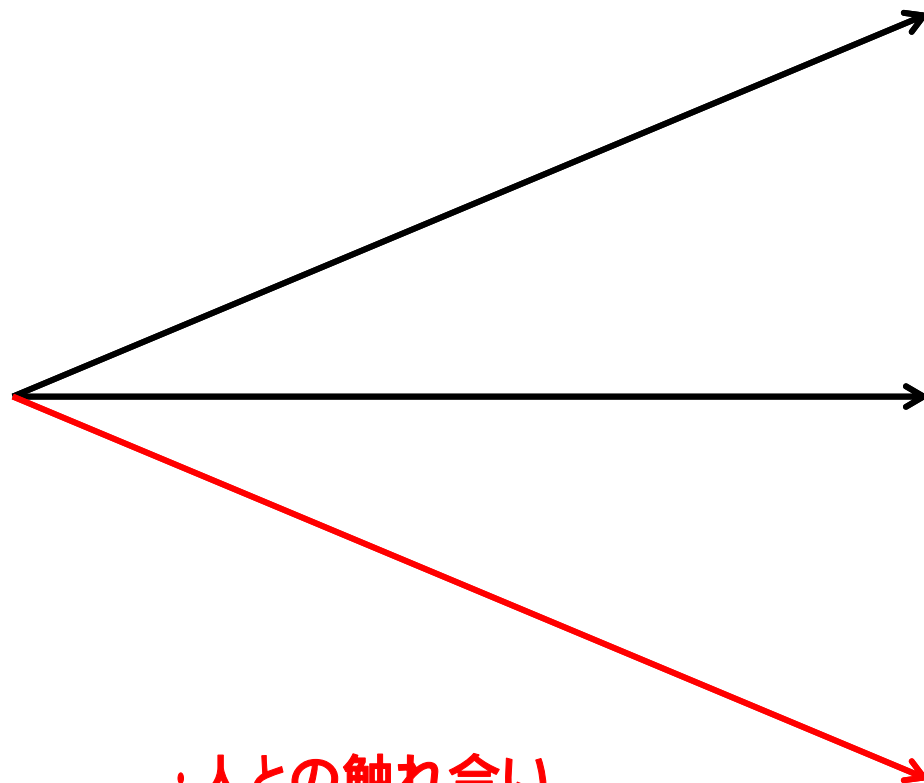
※ この他、簡易宿所営業の許可要件を満たせば、自宅の一部やマンションの空き室等を活用した旅館業(「民泊」)を行うことは可能。

- 民泊を通じて地元の方と交流することが出来て、良い経験をしました。地元の方への負担等々大変だとは思いますが、可能な限り続けて頂きたいと思います。
- 民泊では現地のご家族にとってもよくしていただき大変良い思い出になりました。参加者が現地の宿泊施設を潤すことも大事ですがこんなふうにふれあいができるのも良いなと思います。
- 今回思いがけずのおもてなしを頂きましたが、それなしでも宿泊先で現地の方と名前を呼び合いゆっくり触れ合える機会はとても貴重だと感じました。宿泊提供の方々にご迷惑にならないような形で今後も民泊の取り組みを続けて頂けたらと思います。
- 民泊を通して地元の方とお知り合いに慣れたことが非常に良かったです。末永くお付き合いしていきたいと思っています。

- あっという間にすぎた楽しい時間ですが、我が家では彼女の話が尽きず、カメラに撮った写真を後日DVDにおさめ、音楽とコメントを入れ送りました。彼女は驚きとともに感動したそうです。
- いらしたご夫婦が今年結婚式をあげたとのことで、少しばかりのお祝いでお赤飯を作りお祝いしました。来年も泊まりたいとの事。お二人を娘夫婦のような感じでこれからも見守っていきたいと思います。
- 事前に連絡はとっておりましたが、民泊当日どのようなかたが宿泊するのがドキドキ、ハラハラでしたが、宿泊者は気さくで、明るい皆様で安心しました。疲れているにもかかわらず、震災当時の話を一生懸命にきいていただき楽しい夜をすごしました。お別れの際に握手をしたら寂しい気持ちになり、涙があふれてきましたが、また来年もあえる事を約束して、いつまでも手をふりました。



旅行者



ホテル



旅館



民泊

- ・人との触れ合い
- ・地元の人しか知らない魅力
- ・“暮らし”を体験

Y!